

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
 - 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
 - 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
 - (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
 - (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
 - 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
 - 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
 - (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月19日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門



乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1

つるぎ町立半田病院

病院事業管理者 沖 津

